

和歌山工業高等専門学校防火管理規則

制 定 平成 5 年 4 月 9 日
最近改正 平成 19 年 4 月 1 日

(目的)

第1条 この規則は、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第8条の規定に基づき、和歌山工業高等専門学校（以下「本校」という。）における防火管理の徹底を図り、火災の根絶及び火災による人的災害又は、物的災害の軽減を期することを目的とする。

(法令との関連)

第2条 防火管理について必要な事項は、他の法令に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(機関等)

第3条 第1条の目的を達成するため、次に掲げる機関を置く。

- (1) 防火対策委員会
- (2) 防火管理者
- (3) 防火担当責任者
- (4) 火気取締責任者
- (5) 施設設備検査員

(防火対策委員会)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 運営委員会構成員
 - 二 各課長
- 2 校長は、防火対策委員会を招集し、その委員長となる。
- 3 委員長に事故ある時は第1項の中からあらかじめ委員長が指名した者がその職務を代行する。
- 4 委員会は必要に応じて作業部会を置くことができる。
- 5 作業部会長は、防火管理責任者をもって充て、作業部会員は、その都度委員長が指名する。
- 6 この委員会に幹事1名を置き、総務課施設係長をもって充てる。

(審議事項)

第5条 防火対策委員会は、次に掲げる事項を審議し、かつ、防火に関し調査及び研究を行うものとする。

- (1) 防火に関する基本的対策に関すること。
- (2) 防火思想の普及及び高揚に関すること。
- (3) 消防計画及びその実践に関すること。
- (4) 消防設備の整備充実に関すること。
- (5) この規則の実施に必要な細則等に関すること。
- (6) その他防火に関する重要事項に関すること。

(防火管理者)

第6条 防火管理者は、事務部長をもって充て、その任務は、法第8条第1項に定めるところによるものとし、消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「政令」という。）第3条

の規定に基づく資格を有することを要する。

- 2 防火管理者は、校長を補佐し、防火管理上の責に任ずるとともに法の定める諸施策の実施に当たるものとする。
- 3 防火管理者は、防火管理に関する業務一切を統轄する。
(防火担当責任者)

第7条 防火担当責任者は、本校不動産管理取扱規則第3条に規定する監守者をもって充てる。

- 2 防火担当責任者は、担当区域において火気取締責任者を監督し、火気の安全確保に努めるものとする。

(火気取締責任者)

第8条 火気取締責任者は、本校不動産管理取扱規則第3条に定める補助監守者をもって充てる。

- 2 火気取締責任者は、受持区域において、火災の予防に努めるものとする。
(施設設備検査員)

第9条 建物、電気設備、火気使用施設、消防用設備等の適正な管理と機能保全に必要な点検及び検査を行うため、施設設備検査員を置く。

- 2 検査の区分、任務及び検査員は、別表のとおりとする。
(自衛消防隊)

第10条 構内の火災その他災害発生時における被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を置く。

- 2 自衛消防隊に関し必要な事項は、別に定める。
(消防機関との連絡)

第11条 防火管理者は、常に所轄消防機関と連絡を密にし、防火管理の徹底に努めなければならない。

附 則

1 この規則は、平成5年4月9日から施行し、平成5年3月30日から適用する。

2 和歌山工業高等専門学校災害防止規程（昭和51年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成13年11月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する

別表（第9条関係）

施設設備検査の区分、任務及び検査員

区分	任務	検査員
建物等の検査	構造、使用状況、非難階段、非常口、防火シャッター、排煙口等の管理及び検査	総務課長 施設係長
電気等施設設備の検査	電気、ガス等の施設の管理及び検査	施設係長 電気主任技術者
消防用設備の検査	消防用貯水槽、警報設備、消火器、消火栓、消防ポンプ等の管理及び検査	総務課長 財務管理係長 施設係長
火気使用施設の検査	火気使用施設、器具類の管理及び検査	総務課長 財務管理係長 施設係長
危険物の検査	危険物の安全管理及び検査	総務課長 危険物取扱主任